

## 篠山市入札監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、篠山市（上下水道部を含む。以下同じ。）の入札及び契約の手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、篠山市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 篠山市が発注した建設工事（以下「工事」という。）に係る入札及び契約の手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 篠山市が発注した工事のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について審議を行うこと。
- (3) 篠山市が発注した工事の入札及び契約の手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理の審議を行うこと。
- (4) その他入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査及び審議を行うこと。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、これを公表するものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長

が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が行う。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として6か月に1回開催する。

6 第2条第3号に規定する事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）及び同条第4号に規定する事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

7 会議は、非公開とし、会議の議事概要は、これを公表することができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の規定による抽出に関する事務を、あらかじめ委員長が指名する委員に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1号及び第2号に掲げる事務に関し、報告の内容又は審議した工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うものとする。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合は、これを公表することができる。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、再苦情処理会議を開催し、審議を終えたときは、意見書を作成し、市長に報告するとともに、これを公表することができる。

2 前項の規定による報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね60日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。